

## 足利義嗣の元服

石原比伊呂

はじめに

足利義満の愛息義嗣が、格別の寵愛のもと異例ともいえる扱いを受けていたことは、古くから衆目の一致するところである。<sup>(1)</sup>なかでも今谷明氏は、その著書『室町の王権』において、「王権篡奪計画」説を展開しつつ、義嗣は「立太子の礼」にて元服を遂げたと主張した。<sup>(2)</sup>

近年、森茂暁氏は今谷氏の所論に対し、義満に皇位篡奪の意志があれば義嗣の元服にあらわれていたはずだ、との問題関心のもと、今谷氏が論拠としている『椿葉記』の「しんわう御けんふくの準拠なるよし」という表現が、あまりにも月なみで、大臣クラスの公家が加冠をつとめるなど、ふつうの親王の元服とおなじ扱いにすぎず、親王レベルとはいえるが、それを超えた地位に上る可能性を予測させないとし、したがって親王待遇と天皇位を奪うことは区別して考えるべきとの結論を与えた。<sup>(3)</sup>

今谷、森両説のどちらが妥当か、あるいは両説とも誤りを含むものなのかを考証することが、小考の目的である。義嗣の元服が東宮元服に准えたものであったか否かというのは、〈義満が上皇として、義嗣を次期天皇に据えようとした〉という「王権篡奪計画」説の妥当性に直接関わる重要な論点だろう。

### 第一章 義嗣元服の基礎史料とその比較対象

#### 第一節 足利義嗣の元服

足利義嗣の元服を考えるにあたって、まず素材となる史料について考えたい。幸い義嗣元服の関連史料については『大日本史料』（第七編之十五）の応永二二年四月二五日条で一覽できる。そこに集成されているのは、『教言卿記』『椿葉記』『東院毎日雑々記』『公卿補任』『足利家官位記』『東寺王代記』『大乘院日記目録』である。そのうち『公卿補任』『足利家官位記』『東院毎日雑々記』『東寺王代記』『大乘院日記目録』は編纂物であり、また、義嗣の元服が内裏で行われたこと以外、特に情報は無い。そのなかで多くの先行研究が全面的に依拠してきたのは、『椿葉記』の「其四月に内裏にて元服して義嗣と名のらる。親王元服の准拠なるよしきこえし」との記述である。しかし『椿葉記』も、厳密にいえば同時代史料ではないし、また村田正志氏の周到な史料批判にもかかわらず、<sup>(4)</sup>いまだ、その記述ひとつひとつがどこまで史実として正しい事実を伝えているかは判然とし<sup>(5)</sup>ない。ゆえに、史料価値に一定の信頼が置ける同時代史料といえるのは『教言卿記』のみである。義嗣の元服を考えるにあたって、まず参照とすべきは同記でなければならぬ。そこで『教言卿記』の応永二二年四月二五日条を引用したい。

廿五日

一、禁裏御服御物具云々、

一、若公御方御元服事、

御参内、公卿、内大臣御座・日野大納言御座・帥中納言兼宣・

四条新宰相降座、

殿上人、豊光朝臣御座・教興朝臣御座・尹賢朝臣御座・永藤朝臣御座・

雅清朝臣御座・宣輔御座・資雅、

一、地下前駈、俊重朝臣以下六人、

一、衛府、曾我平次郎右衛門尉・朝日孫左衛門尉・真下勘解由左衛門尉・伊藤七郎左衛門尉・長次郎左衛門尉・本庄三郎左衛門尉、

一、衛府長下毛野武遠、

一、小隨身四人、

一、小舎人童二人、

一、番頭八人、

一、参会公卿、西園寺大納言・日野新大納言・冷泉中納言、

一、所役殿上人、教豊・教高・俊長・藤光・行光・資雅等也、

廿六日

一、予参賀北山殿、御元服嚴重、珍重々々、

廿七日

一、倉部二条殿へ為御使参向云々、御太刀金・御馬、又平鞆太刀、

御馬一疋被進了、狩衣、乗車、有御対面云々、例馬一疋・黒太

刀賜之、祝著々々

さて、右の記述から義嗣元服の特色を探るならば、以下の四点が挙げられる。i 「御参内」、すなわち義嗣元服が内裏で挙行されたという事

実(ただし内裏のどの場所で行ったかまでは不明)。ii 貴賓の出席状況、すなわち内大臣二条満基以下の公卿、「大御所」(＝足利義満)の出席。なお後小松天皇については、「御参内」の主語を後小松院と考えれば参加したことになるが、「大御所」の語句を踏まえれば義満と考えるのが適切だろうし、そもそも「天皇が参内する」という表現が言葉として不適切なので、出席しなかったと判断できる。iii 「加冠」が二条満基であったこと。iv 「禁裏御服御物」が用いられたこと。

本節でもう一つ確認しておきたいことがある。それは、義満、義嗣、後小松の三者の関係についてである。今谷説では義満を上皇、義嗣を次期天皇(皇太子)に比定しているが、後小松の位置づけが判然としない。そこで参照すべきは「義満の権力が、後小松天皇に対する事実上の父権にもとづいていた」という桜井英治氏の持論である。氏の指摘に従うなら義満と後小松も父子関係と見なすことができ、前者が上皇、後者が天皇ということになる。ならば、今谷説が成立するためには、後小松と義嗣は義理の兄弟関係になければならない。したがって義満に義嗣を次期天皇とする意図があったとすれば、父親であり上皇の義満、兄であり現天皇である後小松、弟であり次期天皇(＝皇太子)である義嗣、という三者の関係のなかで、然るべき演出が加えられていたはずであり、義嗣の元服は皇太子元服儀に擬して挙行されたということになる。そこで『教言卿記』の記述にあるような、現天皇である兄の後小松は欠席し、父親である上皇の義満のみが参加するというあり方が皇太子(皇太子)の元服儀として適切なものであったかどうかの検討から始めたい。

## 第二節 東宮元服について——亀山の元服——

本当に足利義嗣の元服は、今谷氏がいうような「立太子の礼」による元服であったのか。比較検討をするために本稿では恒仁親王(のちの亀

表①

	『成俊卿記』の記述	特記事項	その他史料による補足
6月7日	日野資平、成俊に諮問する		
6月10日	成俊、後嵯峨院に奏す		
			皇居狭小により、新造大宮殿での挙行を決定（『荒涼記』）
6月17日	成俊、指図等を御前に持参		
6月18日	成俊、今出川公相などに相談		
6月21日	成俊、後嵯峨院に奏す		
6月27日	上皇よりの諮問		
6月29日	洞院実雄を訪問	洞院実雄：東宮傅、右大臣、当日の加冠役	
7月2日	元服定出仕の公卿を計らい申す		
7月4日	御所に参ず		
7月5日	諸所に参向		
7月10日	元服行事所始		
7月16日	元服定	傅以下9人の参加	
7月23日	押小路殿に参向		
7月27日	参院	東宮御参を洞院実雄が調進	
7月28日	後嵯峨、成俊に諮問		
8月1日			花山院師継、元服次第を作進、非坊司であることには彈り（『妙槐記』）
8月4日	東軍元服習礼		傅・両大夫不参（『荒涼記』『妙槐記』）
8月5日	参院		
8月10日	参院	内々の習礼	
8月11日	院御所・東宮御所へ参上		
8月12日	元服次第の進上		
8月13日	元服次第の不審点を確認		
8月14日	大宮殿に参ず	大宮殿：新内裏	
8月19日	院御所・東宮御所に参ず		
8月20日	参院		元服習礼（『妙槐記』）
8月22日			大宮殿へ行幸（『妙槐記』）
8月23日	習礼		
8月26日	大宮殿行啓	冠の新調	東宮坊各員の祇候（『妙槐記』）権亮、幼少により要領を得ず（『実雄公記』）
8月28日	成俊、参内		里内裏での挙行の先例は2例（『妙槐記』）
	東宮椅子の位置を確認		
	室内装束の説明		内蔵寮の奉仕、遅々（『資宣卿記』）
	威儀御前の準備、遅々		
	地下坊司、室内装束に奉仕		
	今出川公相、室内装束を確認		
	公卿参集		
	鷹司兼平（『殿下』）の宿所を理髮人宿所に宛う		
	帯刀・陰陽師遅参		
	加冠・理髮装束到来		東宮坊各員による調進（『妙槐記』）
	東宮還御の刻限、一献の後に決定		
	陰陽師遅参のまま、決行	主殿寮・掃部寮・内蔵寮の奉仕	
	天皇・東宮出御		東宮坊各員の祇候（『荒涼記』）
	東宮、尋常椅子へ	東宮傅・東宮大夫以下祇候	
	理髮儀		
	加冠儀		
	東宮の身だしなみを整え、成人装束に	後深草天皇使用の笏等	先例は、現天皇が春宮時代に用いたものを使用する（『資宣卿記』）
	東宮出御、拝舞	東宮傅による扶持	
	加冠人・理髮人に給禄		
	室内装束を改める		
	饗膳の準備		
	位記・請院		
	饗宴の準備		
	東宮着座		
	献物		
	饗宴		
	一献		
	東宮退出		
	二献		
	給禄		
	東宮、院御所行啓		
	院御所装束の説明		
	上皇出座		
	饗宴		
	御遊		
	東宮御参の儀の詳細		
	装束撤収の疑問点		内蔵寮の用途三千疋（皇太弟祿、御服、御東帯の調進）（『資宣卿記』）
8月29日	院御所にて勞のねぎらい		
	東宮に参ず		
	違例の確認		
	御局へ参ず		
8月30日	宮主の賞		

山天皇)の元服を取り上げたい。恒仁親王の元服については、『統群書類従』の公事部に『正元元年東宮御元服部類記』として、『成俊卿記』以下の詳細な記録が集成されており史料に恵まれているだけでなく、『王権篡奪計画』説に立ったときの義嗣と、元服当時の恒仁親王の立場に類似性があり、素材として好適と思われる。すなわち義満を後嵯峨上皇(実権を掌握した治天の君)、後小松を後深草天皇(兄である現天皇で、皇位を自己の子孫に継承させる保障を失っている)、義嗣を恒仁(治天の君の寵愛をえて、その後の正統になる可能性を与えられた皇太子)にほぼ置き換えられるのである。

なお表①は、恒仁親王の元服について、当日に至る流れと当日の次第を、『正元元年東宮御元服部類記』に所収された諸史料のうち、『成俊卿記』を中心に、同所収の『荒涼記』、『妙槐記』、『資宣卿記』により補足して一覧化したものである。

### 第三節 親王元服について——後白河の元服——

さて、「はじめに」で述べたように、森茂暁氏は、義嗣の元服を「ふつうの親王の元服とおなじ扱い」としている。したがって、義嗣の元服を考えるにあたっては、東宮ではない親王の元服のあり方との対比も必要となる。これについては、雅仁親王(のちの後白河天皇)の事例が、史料にも恵まれ、好適な対比材料となる。周知の通り、若年時代の後白河はあくまで「ふつうの親王」であり、元服儀も当然そのようなものとして挙行された。そこで、『統群書類従』(公事部)に所収された『親王御元服部類記』の後白河に関する箇所引用された『台記』『大右記』『親隆卿記』をもとに、雅仁親王元服儀のあり方を復元したのが表②である。

以下、本稿においては、表①表②を適宜参照しながら亀山天皇・雅仁

表②

『台記』の記述	『大右記』の記述	『親隆卿記』の記述
三条高倉院待賢門院御所にて元服儀、室内装束の詳細	室内装束の詳細	室内装束の詳細
親王拝舞の路について相談		
	親王、童装束を着す	親王、童装束を着す
無品である雅仁親王(後白河)の服色について相談		無品である雅仁親王(後白河)の服色について相談
	鳥羽院出御し、親王・加冠人を召す	鳥羽院出御し、親王・加冠人を召す
雅仁親王出御		雅仁親王出御
理髪準備	加冠調度の搬入	
理髪儀(藤原教長)	理髪儀	理髪儀
加冠儀(源有仁)	加冠儀	加冠儀
雅仁親王、身なりを整える	親王、男装束に改める	親王、男装束に改める(帷については女院が調進)
		一献・二献
南庭にて鳥羽院(仙院)に対し拝舞(待賢門院にはせず)	南庭で拝舞	南庭で拝舞
加冠人・理髪人、給禄	鳥羽院、人を召し、加冠人・理髪人に給禄	鳥羽院、人を召し、加冠人・理髪人に給禄
	鳥羽院、入御	鳥羽院、入御
		加冠・理髪の調度を撤収
饗宴	三献	
	鳥羽院、出御	鳥羽院、公卿を召す
	勸盃	勸盃
御遊	御遊	糸竹興、内蔵寮、衝重を用意
給禄		
叙品(雅仁を三位に)の勅使、参院し、鳥羽院の召により給禄	内裏より使者(経定)、院司に親王の叙品について奏事	内裏より経定参上(給禄の有無について、議あり)、叙品の由を申し、後鳥羽院の召により給禄
親王、南庭にて拝舞	親王、南庭にて拝舞	親王、位袍を着し笏を持ち、南庭にて拝舞
		殿上饗宴、屯食をふるまう
親王冠、院より献上		
叙品後の参内・奏慶はせず		叙品後の奏慶について相談、一般的には親王は内裏で元服するので奏慶するが、今回はそうでないので省略

表③

西暦	和暦	元服者	場所	種別	御遊
7140600	和銅七	聖武天皇		東宮元服	×
7880100	延暦七	平城天皇		東宮元服	×
8190408	弘仁十	仁明天皇		東宮元服	×
8381001	承和五	恒貞親王	紫宸殿	東宮元服	×
8970703	寛平九	醍醐天皇	清凉殿	東宮元服	×
9161022	延喜十六	文彦太子	紫宸殿	東宮元服	△
9630228	応和三	冷泉院		東宮元服	×
9820219	天元五	花山院		東宮元服	×
10190828	寛仁三	後朱雀院	紫宸殿	東宮元服	○
10461219	永承一	後三条院	紫宸殿	東宮元服	×
10810821	永保一	実仁太子	南殿	東宮元服	×
11551209	久寿二	二条院		東宮元服	×
12081225	承元二	順徳院	南殿	東宮元服	○
12590828	正元一	龜山院	南殿	東宮元服	○
12771219	建治三	伏見院		東宮元服	○
13291228	元徳一	光厳院		東宮元服	○
13481027	貞和四	崇光院		東宮元服	×
9161126	延喜十六	克明親王	清凉殿	親王元服	△
9190206	延喜十九	代明親王	清凉殿	親王元服	△
9211124	延喜二一	重明親王	清凉殿	親王元服	△
9250224	延長三	時明親王	清凉殿	親王元服	△
9370216	承平七	行明親王	東八条院	親王元服	×
9390814	天慶二	章明親王	京極亭	親王元服	×
9400215	天慶三	村上天皇	綾綺殿東廊	親王元服	×
9630820	応和三	広平親王	清凉殿	親王元服	△
9650827	康保二	為平親王	清凉殿	親王元服	△
9651021	康保二	致平親王	清凉殿	親王元服	△
9860716	寛和二	三条院	東三条南宮	親王元服	×
9891121	永祿一	為尊親王	東三条南宮	親王元服	×
9930223	正暦四	敦道親王	南院東付	親王元服	△
10100717	寛弘七	敦康親王	里内裏	親王元服	△
10130323	長和二	敦儀親王	清凉殿	親王元服	△
10370702	長暦一	後冷泉院	昭陽舎	親王元服	△
10651209	治暦一	白河院	東宮在所	親王元服	×
10870602	寛治一	輔仁親王	陽明門院	親王元服	×
11391227	保延五	後白河院	待賢門院	親王元服	○
11501201	久安六	重仁親王	小六条	親王元服	
11911226	建久二	後高倉院		親王元服	
11950329	建久六	惟明親王	七条院御所	親王元服	
12121222	建暦二	雅成親王	高陽院	親王元服	
12160425	建保四	頼仁親王		親王元服	×
12520108	建長四	宗尊親王		親王元服	
12891006	正応二	久明親王		親王元服	
12980627	永仁六	後二条院		親王元服	
13031220	嘉元一	後醍醐院	洞中	親王元服	×
13181220	文保二	恒明親王		親王元服	×
13210319	元亨一	邦省親王		親王元服	×
13240310	元亨四	世良親王		親王元服	×
13270208	正中三	尊良親王		親王元服	
13360310	延元一	儀良親王		親王元服	
13481013	貞和四	直仁親王	仙洞(持明院殿)	親王元服	○
13710323	応安四	後円融院	禁中	親王元服	×
13120829	応永一九	称光院		親王元服	×
14580417	長祿二	成仁親王		親王元服	×

親王を中心に、他の多くの東宮、諸親王の事例にも触れながら論を進めていく。なお、東宮については「龜山天皇」のように、即位して以降の天皇名あるいは「龜山天皇(恒仁)」のように、その他の親王については、その後の即位の有無にかかわらず、「雅仁親王」のように親王時代の名前、あるいは「雅仁親王(後白河天皇)」などのように記す。

次章以降の考察に先立って本章の最後に、東宮元服と親王元服の異同について確認しておきたい。

光厳天皇(量仁)元服に関する『元徳二年東宮御元服記』のなかに「元服雑事」という史料がある。後の光厳天皇は、寛平の例(醍醐天皇の先例)にもとづいて元服したが、不分明な点も多く、親王元服の先例も准用された。その准用に関する注意事項を簡条書きにしたのが本史料

である。その中の「一、可被垂御簾否事」を見ると、東宮元服における天皇の座所は「御簾中」であったのに対し、親王元服の場合、「出御大床子」であったことがわかり、東宮と親王の元服には、相応の相違が存在していたと判断できる。一方、「一、加冠理髮祿誰人可取哉事」なる簡条を見ると、加冠理髮人の祿は内侍を介して給されるものであり、親王元服と東宮元服とで変化を加える必要はないと明記されている。東宮元服と親王元服には少なからず共通点もあったようである。ここでは、二つの元服のあり方は概ね類似していたが無視できない差異もあった、と指摘しておきたい。



## 第二章 義嗣元服と東宮元服

### 第一節 内裏元服

義嗣の元服に関する最大の特徴は「内裏での挙行」という事実である。表③は『御遊抄』の「東宮元服」「親王元服」の項を素材に、東宮と親王の元服が開催された場所を一覧化したものである。東宮元服は判明する限り必ず内裏で行っていたことがわかる。ただし、内裏で元服を行うのは東宮に限ったことではない。後述もするが、例えば後に称光天皇となる躬仁親王は、元服時、立太子儀を経ておらず、東宮ではない親王元服という扱いであった。それに関して次のような史料が残されている(「」は改行)。

親王御元服、於清涼殿被遂其儀例候哉、度々例随所見可被注進之由、被仰下之状如件、  
安永十八 七月四日  
後長 左兵衛佐(花押)

四位史殿

追申

於紫宸殿被行例、同可被注進候也、

於内裏親王御元服例

敦儀親王・敦平親王(本文略)／後冷泉院(同)／彈正尹邦省親王(同)／尊良親王(同)／此外親王於内裏御元服例度々雖有所見、今不及注載矣、

右例注進如件、

応永十八年七月一日

左大史□<sup>(13)</sup>

親王の元服も内裏で催された例の少なくないことがわかるだろう。したがって、内裏で元服を挙行したからといって、自動的に東宮準拠とい

うことにはならない。事例が十世紀に集中している点は気になるところだが、表③にも明らかのように、親王についても内裏で元服を行うことがあった。

ところで、表③を注意深く分析すると、興味深い事実につきあたる。それは、東宮は紫宸殿にて元服を行い、親王は清涼殿など紫宸殿以外の場所で元服儀を行うという区別の存在である。等しく「内裏」といっても、東宮と親王では紫宸殿と清涼殿(紫宸殿以外)という棲み分けが存在していたように思われる。

先に取り上げた躬仁親王(称光天皇)の史料を振り返ると「親王御元服、於清涼殿被遂其儀例候哉」とあることがわかり、実際に清涼殿で挙行されている。<sup>(14)</sup> 次期天皇としての即位が決定的であるものの、形式上は東宮でなかった躬仁親王の元服儀は、あくまで清涼殿にて執り行われている。一方で後に光厳天皇となる皇太子の量仁は、紫宸殿で元服していることが確認され、<sup>(15)</sup> 室町期に至るまで東宮は紫宸殿、親王は清涼殿という棲み分けがあったと判断できる。

義嗣が内裏で元服を行った事実自体に疑問の余地はない。とはいえ、等しく内裏元服といっても、それが紫宸殿なのか清涼殿なのかで、まるで意味合いは異なる。そして現存する史料から義嗣の元服がどちらの場所で行われたかの確認はできない。したがって「内裏元服」という情報は、義嗣が東宮準拠で元服したかどうか、別言すれば「王権篡奪」説の当否について、その判断素材とはなりえないのである。

### 第二節 天皇と上皇

本節では、義嗣の元服儀に参席した貴賓を分析することにより、東宮元服との比較を試みる。

第一章で述べたように、義嗣元服儀の特徴として後小松天皇の不在が

挙げられる。しかし本来、天皇は東宮の元服儀に参加することになっていた。試みに平安期の儀式書である『新儀式』の「五、臨時」にある「皇太子加元服事」を紐解くと、「時刻宸儀出御、次皇太子入自敷政門、昇自東階著尋常座」とある。「宸儀出御」の後に皇太子が着座することになっており、天皇の出御は東宮元服の前提条件であった。また実際に後深草天皇の出御が認められる亀山元服においては次のような記述がある。

今日東宮御元服習礼、於仙洞冷泉殿内々被行之（略）即上皇出御、御烏帽子、直衣、東宮同出御、闕腋御袍、御帶剣、令持牙笏給、着御糸鞋、即主上着御御帳、三位為教卿為代、但不及着座逐電、

元服儀当日の二十日程前、後嵯峨上皇の院御所（冷泉殿）において元服の習礼が行われたが、その日は後深草天皇が不在だったので、京極為教が代理人に立てられた。実際には為教も「逐電」したのだが、天皇の存在を想定した上で習礼が行われており、東宮元服に天皇の存在が不可欠だったとわかる。

東宮元服は故実上も、実態においても天皇出御のもとで執り行われるものだった。したがって後小松天皇が出席していないという事実は、義嗣の元服儀が東宮準拠であったとする想定と明瞭に矛盾する。

さて、義嗣元服を彩るもう一つの特色として、義満の出席がある。今谷氏の所説に従うならば、上皇が出席していたことになるが、その点について、再び亀山の事例をもとに考えてみよう。前掲史料の中略部には、本来は内裏で行うべき元服習礼を「流例」により、仙洞で開催されたことが記されている。亀山元服は後嵯峨上皇の強い関与のもとで挙行されたわけだが、それでは後嵯峨上皇は亀山の元服儀当日に、どこにいたのか。

次、一献（略）此間太弟還御休廬（略）於此門外御乗車、行啓上皇御所云々、次二献（略）頃之上皇出御々座御來宿、普、通之袍也、次東宮自二棟御

所出御、

「太弟」（亀山）は、一献と二献の間に「此門外」（中門外）より乗車し、上皇御所に行啓した。そして院御所にて後嵯峨上皇と対面している。つまり元服儀当日、後嵯峨は自らの院御所にいたのであり、元服儀そのものには参席していなかったのである。また、守成親王（順徳天皇）が皇太弟として元服したときにも「次皇太弟退下給（略）良久之後、上皇御東、御母屋儲出御御座東宮出自西方参進、当御座間拜舞」という記述が残されており、亀山と同様に順徳も内裏を「退下」してから院御所に赴き上皇の出御を仰いだことがわかる。東宮元服において、上皇は院御所にて行啓を待つ存在で、儀式そのものには参加しなかったと考えて差し支えないだろう。もし今谷氏のいうように、義満が上皇で、義嗣が東宮であるならば、義満が義嗣の元服に参加するという儀式のあり方は極めて異例ということになる。

次いで義嗣元服に二条満基が加冠役として出席した事実を視点に移したい。先に亀山元服習礼において、不在だった天皇の代理人が立てられたことを述べたが、実は他にも不在により代理人が立てられた役割があり、それが加冠役（及び理髪役）であった。すなわち「上皇仰云、加冠理髪不可略作法且興也、而傳大臣不参、予可為傳代云々、理髪左衛門督今源可勤<sup>20</sup>」と記されているように、加冠儀と理髪儀は習礼において「不可略作法」であった。理髪については当日の所役人たる左衛門督（堀河基具）が勤仕したものの、加冠は「傳大臣」（洞院実雄）の不参により、花山院師継（「予」）が代理をつとめた。ここから、加冠役は「傳大臣」の担うべき役割であったと判断される。東宮元服の加冠役は東宮傳を兼任した大臣であった点は、次に掲げる史料から断定できる。

又命云、東宮傳未被任也、其事先日大夫申関白、是御元服時、猶以傳可為讀者云々、可然之人自宮先可被拳也者、仍大夫内々触内府、

已有許容者、即被申執柄已了、至于今可被任内府者、<sup>(21)</sup>

後三条元服に關して、大夫(藤原能信)と関白(藤原頼通)との間で数篇のやりとりがあつた。当時、東宮傳は未任であつたので「御元服時、猶以傳可為讀者」として「内府」(藤原教通)が急遽、東宮傳に任命されたという内容である。問題は「讀者」であるが、順徳元服に關して加冠役が「祝日、以歳之正、以月之令、咸加其服、以成厥徳、万寿無彊、丞天之慶」との祝言を寿いでいるので、「讀者」とは加冠役と同義と判断される。東宮元服の加冠役(「讀者」)は傳大臣でなければならぬという意識が存在していたのである。

翻つて義嗣元服を確認すると、東宮元服であるならば加冠役は「傳」であるはずにもかかわらず、義嗣元服の加冠役である二条満基(「内大臣」)には「傳」との表現はされていない。むしろ、そもそも義嗣は立太子という手続きを経ていないのだから東宮傳など存在するはずもないのだが、仮に義嗣を次期天皇に仕立て上げようとする強い意志が義満にあつたのなら、何らかのかたちで「准東宮傳」「擬東宮傳」のような存在を演出したのではなからうか。しかし、『教言卿記』の記事を見る限り、そのような気配は全く確認できない。義嗣元服における後小松天皇の不参加、義満の参加、加冠役の人選などの要素を踏まえるならば、「義満」上皇、義嗣「次期天皇」と評価するのは極めて困難である。

### 第三節 参加人員

前節では、上皇、天皇、加冠役など、貴賓と位置づけられる参加者について分析した。本節では、それら貴賓を除いた参加者について、考えてみたい。

先に、東宮元服において東宮傳が加冠役という重要な役割を果たしたことを述べた。とはいえ、東宮元服で大きな役割を果たしたのは「傳」

に限つたことではない。亀山元服に際して次のような記述がある。

頃之天皇出御南殿、此間在盛朝臣參上、儲皇出御昼御座(略)傳大夫相分先行、權大夫俄有所勞不參、自中門外行列、帶刀二人前行(略)次学士二人(略)次亮一人(略)次傳大夫(略)經尋常御椅子南、令立同前給、一揖之後着御、

儀式の席へと向かう亀山(儲君)に付き従つた行列を記したものが、ここから、東宮元服における行列の人員として、帶刀、学士、亮、大夫、傳の存在を指摘できるだろう。これらはすべて春宮坊の職員であるか、それに準じる存在である。

行列以外の場面についても見ておこう。まず東宮元服においては春宮亮以下が南殿装束を整えていたことが確認される。<sup>24</sup>また、東宮元服儀の次第作進は春宮坊司の役割であるとの認識が存在していた。<sup>25</sup>

さらに準備作業における春宮坊の活動を見てみよう。東宮元服には相應の準備が必要とされ、概ね儀式当日から遡ること二ヶ月余りを起点に具体的な作業が開始される。<sup>26</sup>その準備作業を眺めていくと、二条元服に關して注目すべき記事がある。すなわち「今夜同有御元服定事云々」とあるのと同日条に「今日春宮帶刀等初參云々」と記されているのである。元服定と同日に「春宮帶刀」が初参していることから、春宮坊の職員が、準備の段階から深く関与していた可能性を指摘できるだろう。他にも光嚴元服では「今夜於陣被勘日時、傳石大臣忠臣為上卿之間、先參陣」「傳招亮被下知日時事、退歸之後、持參定日時勘文入首、傳見之、被置前、傳召切燈台、被目右大弁28」との記述が確認できる。このときの東宮元服の日時定では、上卿を傳の近衛經忠が、日時勘文の作成を春宮亮の勸修寺經顕がつとめており、春宮坊の職員は事前の準備から東宮元服の主要な構成員だったのである。

それでは義嗣元服はどうか。義嗣の元服については、事前の関連記事



が残されておらず、ましてや春宮坊の存在は、全く垣間見えない。繰り返しになるが、仮に義満が義嗣の元服を東宮元服に準拠させていたとするならば、なんらかの形で春宮坊に準ずる存在を擬制的に演出したのではないだろうか。そのような気配が全く感じられない事実は軽視できない。

春宮坊に関する考察が続いたが、東宮元服に特徴的な参加者として、他にも内蔵寮がある。まずは亀山元服の事例を確認すると「成俊参南殿、以資宣申事具由、其後仰主殿寮、令撤東宮御方中門前幔門、仰掃部寮、自御在所東階下、到日花門代外、令敷庭道、其上内蔵寮敷布單（兼掃部寮）」との記述がある。元服儀の開始にあたり、主殿寮が「東宮御方中門前幔門」を撤し、掃部寮が庭道を敷き、その上に内蔵寮が布單を敷いていることから、主殿寮、掃部寮、内蔵寮は儀式当日に不可欠な人員であったことがわかる。二条元服の事例においても「諸卿或参向、或於陣座前屏外跪居、掃部寮供庭道、内蔵寮其上敷緑絹、以西小寝殿為春宮御所、」とあり、ここでも掃部寮が供えた庭道の上に緑絹を敷く内蔵寮の姿を確認できる。東宮元服では、主殿寮、掃部寮などともに内蔵寮が勤仕していた。そして周知のように内蔵寮については、『教言卿記』の記主山科教言を含め山科家が内蔵頭を世襲していた。<sup>(31)</sup>にもかかわらず『教言卿記』には、義嗣元服における内蔵寮に関する情報が一切記されていないのである。内蔵寮が義嗣の元服に関与していたのならば、なんらかの言及があったはずであろう。<sup>(32)</sup>したがって、義嗣元服においては、東宮元服に不可欠な要素であった内蔵寮が参与していない可能性が極めて高いということになる。

本章の内容をまとめよう。内裏元服といっても、それが紫宸殿なのか清涼殿なのかで、まるで意味合いが異なったが、義嗣についてはその詳細が確認できない。また、義嗣元服が東宮準拠であるならば、後小松天

皇の不参加や義満（上皇）の参加はありえず、加冠役のあり方、春宮坊・内蔵寮の不参加も義嗣の元服儀を東宮準拠とはみなせない。義嗣元服の実態は東宮元服のあり方からあまりにもかけ離れている。では、（東宮以外の単なる）親王元服に準拠したということだろうか、それとも、東宮や親王以外の範疇でも位置づけ可能なものだろうか。章を改めて確認したい。

### 第三章 親王元服と摂関家元服

#### 第一節 親王元服における貴賓

義嗣の加冠役をつとめた二条満基は、傳ではなかったが内大臣という高官者であった。この点を手がかりに親王の元服における加冠役のあり方と比較したい。

まずは雅仁親王（後白河）から確認すると「次又召人如初、頭中将参進、承仰召加冠大臣、大臣（左衛門）参進着座」<sup>(33)</sup>とあり、雅仁親王（後白河天皇）の加冠役は左大臣（源有仁）であった。この有仁による加冠役勤仕は、鳥羽院の強い意向を受けてのものと思われる。<sup>(34)</sup>鳥羽院は日頃から面倒を見ていた有仁に庶子雅仁の加冠役をつとめさせたのであろう。他の事例に目を移すと後二条院の子孫（大覚寺統の末裔）である邦康親王は、「仙洞法皇」（貞成親王）の養子として親王宣下を受けることで、四十歳に至って元服を遂げたが、そのときの加冠役は一条兼良であった。<sup>(35)</sup>廟堂に特に強いコネクションがあったとは想定しづらい邦康親王の加冠役を、当代きっての実力者である一条兼良がつとめている。養子関係が結ばれていることを踏まえると、この人選には貞成の意向が反映しているものと想定される。この両親王の加冠役は、いかなる基準で選択されたのであろうか。共通点を求めるならば、事実上の後見人たる上皇（に相当する人物）が、自らの信頼する実力者であったり、親王の烏帽子親たるに

相応しい人物を選んで勤仕させた、ということになるだろう。であるならば、義満と二条良基の関係を鑑みたとき、義嗣を親王に擬した上で義満が良基の後継者たる二条満基に加冠役をつとめさせた可能性は十分に考えられる。加冠役の人選という観点からは、義嗣の元服を親王元服の枠組みで解釈する余地が少なからず存在する。

次に、義嗣元服の特徴である義満の参加について考える。本人の参加こそ見られなかったが、中世における東宮元服では上皇の影響力が非常に顕著である。既掲載史料においても垣間見たところであるが、改めて確認しておく、亀山元服の準備が本格化する際に花山院師継が詳細を説明するべく後嵯峨上皇のもとに参上していることから、東宮元服に対して、上皇の関与は自明の前提であったことがわかる。当然、親王元服についても、同様の傾向がある。

早旦、御幸白川如例、晡時三宮若宮被参院輔仁親王第一息、春秋十三、日來

密々有御猶子之約云々、今日即被加首服也(略)右大臣加冠、上皇

給龍蹄一疋(略)次依御旨上御、即於簾前有御対面、小時帰御、(37)

後の源有仁は、このときまだ臣籍降下しておらず、白河院の猶子として白河院御所で元服を遂げたが、その際、右大臣への禄を白河院自らが下賜し、有仁が「帰御」する前に両者は対面を遂げている。親王元服に他ならなかった有仁の元服は、白河院の全面的な関与のもと、その仙洞御所で執行されたのである。(38) 他にも守貞親王(後高倉院)元服では、後白河院が「今宮御元服事」を諮問しており、細部にわたって、後白河院の関与があったものと思われる。(39)

院政期以降、東宮、親王を問わず元服儀に対して上皇は強く関与していた。したがって、「ふつうの親王」の元服ならば、上皇臨席が一般的という状況があったとしてもおかしくない。そこで、親王元服において、上皇は当日の式そのものに出席することがあったのかどうかを確認する。

同時に天皇が欠席するという事例の有無についても瞥見しておく。まずは雅仁親王(後白河)の事例を見ると「仙院出御、召人、頭中将教長朝臣参進、承仰召親王、親王出殿上、着御前座給(40)」とあり「仙院」(鳥羽上皇)の召しにより親王が参上し、元服儀が開始している。鳥羽上皇の臨席は明らかだろう。次に、久明親王の事例を取り上げる。

予相具参仙洞(略)午斜諸卿参集(略)次親王令著殿上給上程、小盛盤、出

御自対代南面、令経中門廊給、三条大納言美重奉扶持之、次上皇御東帯

出御寝殿御座、執柄候簾中(略)今夜親王勅授事可被宣下云々、内

大臣殿令奉行給、兵杖辞退已後未無御著陣、俄有御著陣、即令参内

給。(41)

久明親王の元服に際して広橋兼仲は仙洞に参上すると、やがて諸卿も参集し、親王が殿上に着座した後、後深草上皇が出御した。一方、当日の内裏では「親王勅授事」の宣下があり、鷹司兼忠(内大臣殿)が参内している。久明親王の元服は仙洞御所で行われ、後深草上皇が臨席した一方で、伏見天皇は内裏にいた可能性が高い。

親王元服においては、「上皇が参席し、天皇は不在」というあり方が十分ありえた。二条満基という加冠の人選、義満(上皇)の臨席と後小松天皇の欠席という義嗣元服のあり方は、親王元服準拠という脈絡で十分に解釈可能ということになる。

## 第二節 義嗣の元服と親王元服

本節では参加した貴賓以外の要素から、義嗣の元服が親王準拠といえるかどうか考えてみたい。何度も繰り返しているように、義嗣元服の最大の特徴は、内裏での挙行、これに尽きる。そこで、既に第二章第一節及び行論の端々に触れてきたが、再度、親王が元服儀を行った場所について確認する。

前節で既述したように久明親王は仙洞の御前、すなわち院御所で元服儀を執り行ったが、宗尊親王の事例を確かめると、「晴、親王家皇上一、兼平」<sup>(42)</sup>という記述があり、やはり院御所で元服している。上皇の臨席がある以上、親王元服は仙洞御所で行われることが多かった。では、必ず仙洞御所で行っていたかという点、そうではなさそうである。第一章第三節で既述したように、雅仁親王(後白河)は三条高倉院の待賢門院御所にて元服儀を執り行っている。また邦仁親王(後嵯峨天皇)の元服儀については「今日若宮御殿廿三、土、御門院第三宮」<sup>(43)</sup>との記述から、承明門院(在子)の御所にて挙行されたことがわかる。親王元服は女院御所で行うこともあったのである。また、第二章第一節(表③)で述べたように内裏で開催されることもあり、義嗣元服に比較的近い時代の事例としては邦省親王や尊良親王の事例が挙げられる。

親王元服の挙行場所は、院御所、女院御所、内裏など、そのときどきの状況に応じて選ばれていた。北朝の場合、仙洞御所で行われることが多かったが、直仁親王(後円融、『御遊抄』)や躬仁親王(称光、第二章第一節)は内裏で行っている。内裏挙行という点においても、義嗣元服を親王元服準拠の枠組に位置づけることは可能である。

さらに御遊という観点から、同様の考察を続けたい。雅仁親王(後白河)の事例を確認すると、親王が休慮に戻ると、次いで御遊が行われ、その後諸卿及び鳥羽上皇が退出していること<sup>(44)</sup>から、親王元服の次第の一つとして御遊の存在を指摘できる。御遊とは、朝廷行事に付随して天皇・上皇の御前で行われる(原則として)堂上貴族による管絃の演奏会であるが、これまでに何度か引用してきた『御遊抄』は、御遊の所作人を十世紀から十五世紀までの期間、行事ごとに分類して一覧化した史料である。その「東宮元服」の項を見ると、聖武天皇から二条天皇までの

間の時期については「吹笛唱歌」という表現であったり、行われなことも多かった御遊が、順徳院以降は毎回行われるようになったことがわかる。鎌倉期以降の東宮元服においては必ず御遊が行われていたのである。同じく『御遊抄』の「親王元服」の項を見ると、後白河以降の一八例中、一〇例で御遊が行われている。ただし大覚寺統の後醍醐、恒明親王、邦省親王、世良親王、儀良親王の元服においては「無御遊」と明記されており(尊良親王は行っている)、持明院統についても崇光(直仁親王)が行っている一方で、後円融(緒仁親王)、称光(躬仁親王)、後土御門(成仁親王)は行っていない。後に崇光流となる持明院流本流の親王は元服において御遊を催したが、大覚寺統や崇光流に代わって北朝の正統となる後光厳流などの皇統の場合、必ずしも行うとは限らなかつたといえよう<sup>(45)</sup>。それでは義嗣はどうであったか。『教言卿記』を見る限り義嗣の元服儀において御遊は行われていない。したがって後光厳流の親王元服という枠組で把握することが可能である。

以上の考察から、義嗣の元服儀は後光厳流の親王元服儀に准えたのではないかと、との仮説が浮かび上がる。しかし、一点、どうしてもそのような脈絡では解釈できない事象がある。

『公卿補任』の応永一五年の項を紐解くと、義嗣は同年の三月四日に叙爵し、同じ月の二四日に正五位下左馬頭に叙されている。元服儀が執り行われたのは翌四月の二五日であり、その日のうちに正三位へと昇進した。義嗣は一旦、正五位下に任官した後、元服と同日に正三位に叙されたのである。元服前に任官するというのは珍しいケースであろうが、叙爵してから正五位下に叙されるという流れは、義持と同じで、撰閑家に做ったものに他ならない<sup>(46)</sup>。また一旦、正五位下左馬頭に任官している以上、この時点において将来の即位が予定されていたとは考えがたい。そこで、将来の即位を前提にしている親王の元服儀を素材に、親王の



叙任について考えたい。

すでに先行研究を引用したように、雅仁親王（後白河）は元服の時点において、将来の即位は予定されていなかった。御遊に関する考察のなかで先に引用した雅仁元服の史料には「伝聞、自内裏以職事頭中將、被申叙品之由（略）次、親王着従袍有文、執笏白被服、自余物不改、如初進南庭、拜舞了、<sup>47)</sup>との記述が続く。雅仁親王は元服儀終了の後、当日のうちに叙品しているのである。親王元服と叙品は一連のものとして存在していた可能性を指摘できよう。さらに後二条の子孫である邦康親王についても元服当日に「令叙三品給、又令任中務卿給」<sup>48)</sup>った。また第三章第一節で史料を引用したが、宗尊親王も元服儀当日に三位中務卿に任じられている。将来の即位が予定されていない親王は、元服儀と同日に「三位十八省長官」に任じられたようである。<sup>49)</sup>

義嗣は、元服と前後して叙位任官を経験しており、将来の即位を予定された親王と扱われていたとは考えがたいのは勿論のこと、元服同日に「三位十八省長官」という叙任を受けたわけでもない。彼が元服の前日に任官されたのは左馬頭であり、その点では即位を予定されない親王の元服儀とも異なるのである。

義嗣の元服は、内裏で行われた御遊のない元服儀であり、後光厳流の親王元服との親近性を伺わせる要素もあるが、叙位任官のあり方からは親王準拠とは位置づけがたい。したがって、次に求められるのは、「内裏挙行」「御遊なし」という要素と、「叙位任官のあり方」のどちらを重視するか、という判断であろう。

### 第三節 撰閑家の元服

前節で明らかにしたように、足利義嗣の元服を彩るいくつかの特徴は、親王元服という枠組で理解可能である。具体的には、①義満（上皇）の

出席と後小松天皇の不在、②加冠役としての二条満基、③内裏での開催、④御遊の不行、以上の四点は後光厳流の親王元服儀のあり方と共通する。しかし、そのうち、①④は、そもそもの前提にある「義嗣の元服は東宮あるいは親王元服に準拠したのではないか」との仮定を外し、「一般人臣である足利家の元服儀」と考えれば、ごく当たり前の現象である。①については、元服にあたって父親が出席するというのは、至極当然のことであろうし、東宮・親王以外の元服儀に天皇が出席することの方が不自然であろう。④についても、天皇・上皇が主催するから「御遊」であり、人臣の元服儀であるならば、御遊などあるはずなのである。要するに、本章で明らかにしてきた考察結果は、「義嗣元服は親王元服に準拠したと考えても矛盾しない」ということであり、「親王元服という脈絡以外では理解できない」ということでは決してない。①④の義嗣元服に見られる諸特徴で、一般人臣の元服儀では想定しがたく、親王準拠に固有の現象であろうと考えられるのは、②の「内裏での挙行」、③の「加冠役が大臣でありかつ撰閑家の二条満基」という二点に絞られる。

ところで、そもそも足利家の基本的な家格は撰閑家格であった。<sup>50)</sup>ならば義嗣の元服儀についても、撰閑家に倣って挙行されたとは考えられなだろうか。そこで、前節までとは少し視点を変えて、撰閑家の元服について考えてみたい。

まずは、内裏での挙行について考えるために、撰閑家の元服儀が執り行われた場所について確認したい。次に掲げるのは、近衛経忠の事例である。

今日閑白子息、於院御所常磐、加元服云々、仍遣冠一、半襲下襲表袴等半襲下襲表袴、參内之後、禁色、丑尅閑白相具子息、參入先是於院加元服了云々、後聞光嚴朝臣理髮、内府加冠云々、上皇出御云々、又、閑白即退出、<sup>51)</sup>被引御馬二疋云々



近衛経忠は院御所である常磐井殿で元服しており、このとき花園天皇は自ら「冠一、半襲下襲表袴等」を遣わせている（後述）。また近衛基平の元服儀についても「近衛前関白息経孝於仙洞御元服、即叙正五位下、被仰禁色事、<sup>52</sup>とあることから、摂関家の子息は院御所で元服儀を遂げることがあったと判断される。当然その場合は、上皇も何らかの形で関与したのである。その一方で、実は摂関家には、内裏で元服を行う先例もあった。『古事類苑』の「礼式部」を紐解くと、「殿上元服」として、藤原原緒嗣（『続日本後記』承和十年七月庚戌条）、藤原時平（『日本三代実録』仁和二年正月二日条）、藤原敦忠（時平の子）『日本紀略』延喜二一年正月二五日条）、藤原頼忠息男（『日本紀略』天元三年二月二五日条）、藤原道信（兼家の子）『日本紀略』寛和二年一〇月二二日）の事例が挙げられており、十世紀にまで遡れば、摂関家（の先祖）も内裏で元服を遂げることが確認される。十一世紀以降に事例がないので、異例という感こそ否めないものの、義嗣の内裏元服は、摂関家の故実でも説明できるのである。

次に、加冠役が二条満基であった点を考えてみよう。義嗣元服儀における加冠役は二条満基により担われたが、摂関家の元服儀において他の五摂家の当主が加冠役をつとめるといことはありえたのだろうか。鷹司兼平の事例を見ると、近衛兼経が「小童」（のちの鷹司兼平）の元服について九条道家に相談し、その流れの中で道家が加冠の勤仕を申し出ていることがわかる。<sup>53</sup>兼平から見て道家は伯父にあたるので、摂関家元服における加冠役は近親者から適当な人物が選ばれたと考えられるだろう。もともと、必ずしも五摂家のなかから選ばなければならないわけでもなかったようである。例えば九条忠家（九条教実の子で、道家の嫡孫）の加冠役は大炊御門家嗣だったし、<sup>54</sup>近衛房嗣の加冠役は足利義持であった。<sup>55</sup>

室町期に至るまで、摂関家元服の加冠役には、身近な人物から後見人として適当な人物が選ばれていたのである。義嗣の加冠役をつとめた二条満基についても、足利義満の公家社会における指南役であった二条良基の孫であることを考えると、義嗣の後見役として相応しい人物だったといえるだろう。加冠役の人選についても、義嗣元服は摂関家故実の枠組で理解することが可能といえる。

さて、最後にもう一点、考えておきたいことがある。実は、第一章第一節で義嗣元服の特徴として提出しておきながら、ここまでの考察で取り上げなかった素材がある。それはivとして挙げた「禁裏御服御物具云々」についてである。これも義嗣の元服が東宮ないし親王に准えて挙行されたという諸説の有力な論拠となりうると思われるので、確認しておきたい。

先に近衛経忠の事例において、花園天皇が「冠一、半襲下襲表袴等」を遣わしたことに触れたが、摂関家の元服において「禁裏御服御物具」を使用した先例のあることは、それだけでも十分に了解されるところである。さらにこれも先に取り上げた事例だが、鷹司兼平の元服儀を見ると、摂関家と「禁裏御服御物具」との関係がより明確になる。

又主上御元服以前也、仍御冠御装束等、可被用誰人乎、略儀時被用父冠有例、今度於此所有元服者、頗無便宜歟、被申請御冠如何、嘉応主上未御元服、院御出家、普賢寺入道殿元服、被用誰人冠哉無所見、若有一覽者可注預、<sup>56</sup>

鷹司兼平の元服にあたって、「主上未御元服、院御出家」により、「御冠」を借り受けることができず、その処置について近衛兼経（兄）が九条道家（伯父）と相談している。このときは結局、道家の冠を使ったのだが、それが一つの先例となっていた様子だが、やはり前に取り上げた九条忠家元服に関する史料に描かれている。

先是予冠令放巾子、置曹司冠筥上、先例申請公家御冠、童帝之時申上皇御冠、今度共以勿論、仍以予冠用之、已新儀也、但去年中納言中将兼平卿元服之時、用予冠<sup>(57)</sup>、

九条忠家も、九条道家の冠を使ったこと、それは前述の兼平の例を先例とするものだったことがわかる。ここで注目すべきは「先例申請公家御冠」という記述である。摂関家の先例では「公家御冠」を「申請」することが、基本的なあり方だったのである。義嗣元服における「禁裏御服御物具云々」が、具体的にいかなる内容であるかが不分明なため軽率な判断はできないが、少なくとも天皇家の所有する衣類や物品を用いたからといって、すぐさま東宮なり親王に準拠していたといえないことは確かである<sup>(58)</sup>。

足利義嗣の元服は、東宮元服として捉えることが不可能である一方、親王元服という脈絡ならば理解可能であった。しかし、それらの要素はすべて、摂関家の元服の枠組に収めることもできるのである。つまり、「義嗣元服の諸要素の多くは親王元服に準拠したと考えても矛盾しない」とはいえ、「親王元服という脈絡以外では理解できない」ということは決してない。むしろ叙任のあり方など、親王元服では考えがたい状況も存在することへの留意が必要であろう。

結局、足利義嗣の元服儀について貞成親王が、「しんわう御けんふくの準拠なるよし」と記したのは、「厳密に親王元服に准えて挙行された」という意味ではなく、「一見、親王元服に似た形態で挙行された」という意味ではなかったのではなからうか。『椿葉記』の記載は、足利家の家格について厳密な情報を我々に与えてくれるものではなく、ましてやそこから天皇家を篡奪しようとする足利義満の意図など、読みとるべくもないのではあるまいか。むしろ記主の貞成親王が、このように微妙な表現を用いた理由こそ究明すべきものと思われるが、この点について

は本稿の論旨を超えるものとなる。

おわりに

以上、足利義嗣の元服について検討を加えてきた。しかし結局、なぜ内裏で挙行されたのか、という最大の課題は未解決のまま残ってしまった。そもそも義満にとって、当時の内裏とは、いかなる性質を持った建物であったのか。まず確認しなければならないのは応永一五年当時の内裏が、義満の主體的な関与のもとで造営されたという事実である<sup>(59)</sup>。義嗣が元服儀を遂げた内裏とは義満がパトロンとなって造営した御所だった。ならば、義嗣の内裏元服は、義満による、ある種の公私混同に過ぎなかったのではないか。仮に義満の公私混同を理由とするならば、そのような恣意が実現した要因を探らなければならない。それを考えるヒントは、本論で述べたように、摂関家の人物が内裏で元服儀を遂げえたという事実<sup>(60)</sup>に隠されているように思われる。

例えば、その一人である藤原公任については「関白太政大臣藤原頼朝臣嫡子公任、於殿上元服、天皇手自授冠加首<sup>(60)</sup>」とあるように、天皇自ら加冠しており、醍醐天皇と公任の関係が、極めて近いものであったことがわかる。また、大覚寺統の皇子である世良親王も、「宮中」にて元服儀を挙行しているが、それは、養母である女院（昭慶門院、世良親王の実母は遊義門院）が今際のきわにあたって「死ぬ前にその姿を見ておきたい」と懇願したことを受けて、急遽、実現したものである<sup>(61)</sup>。昭慶門院との養母子関係により、「宮中」での挙行が実現したと判断できよう。「宮中」が内裏なのか女院御所なのかは俄に判断できないが、昭慶門院の面前で挙行されたことは間違いない。元服者と挙行場所の家主は親子関係に相当するような、極めて近い関係を持っていたと考えられる。ならば、摂関家に内裏での元服が可能だった背景には、内裏の家

主(＝天皇家)との特段に親しい関係(＝ミウチ関係)があったといえまいか。家永遵嗣氏が「義満・義持の二代、足利氏家督は後光厳流皇統と強固なミウチ関係で結びついていた」と述べるように、当該期の義満(＝足利家將軍家)と後小松天皇(北朝天皇家)には「ミウチ関係」が存在していた。ならば、義嗣の内裏元服の背景には、当時の義満と後小松天皇(内裏の家主)との「ミウチ関係」を想定するべきではないだろうか。

仮に、義嗣元服の内裏奉行が「ミウチ関係」を背景とした、義満の公私混同によるものだったとするならば、義満に、なんらかの深い政治的意図があったとする前提そのものに疑問が湧く。今谷氏は、義満の政治的行動をすべて「王権篡奪計画」の脈絡のなかで位置づけたが、そもそも義満は、「周到な計画を準備し、それに則って、論理的に首尾一貫した政治行動をとり続ける」といったタイプの政治家だったのか。この点について筆者は、やや否定的に見ている。例えば、出家後の義満が自己を法皇に准えて行動していたことについては、『室町の王権』においても極めて実証的に論じられており、この部分に関する批判は管見の限り存在しないようであるし、筆者においても、特に異論はない。しかし、その一方で第三章第二節で述べたように、義嗣の叙任のあり方は撰関家のそれに極めて類似していた。この二現象は、明らかに矛盾している。おそらく義満は、長期的なスパンでひとつ一つ周到に布石を打っていくのではなく、その場その場で最適な判断を積み上げていくというタイプの政治家であり、各々の政治的判断が全体として一貫した整合性を持つか否かには、さほど力点を置かなかつたのではないか。

内裏奉行についても、義嗣になんらかの政治的地位を想定した上で内裏という場所を選んだというよりも、「自分が事実上のスポンサーなのだから」という公私混同した意識から、その時点における短期的な判断

で実現させたものであって、「王権篡奪計画」といった長期的な展望を持つものではなかつたと評価すべきだろう。

では、短期的な政治的判断とは、いかなる内容のものだったのか。「内裏で行ったこと」が異例な事態であるならば、足利家の人物は一般的にいかなる場所で元服儀を執り行うもので、義嗣元服儀が行われるべき場所は本来的にどこだったのかを考えなければならない。そこで義嗣の兄、義持を見てみよう。

抑室町殿准后若君九歳、今夕令遂首服給、万里小路大納言申沙汰、是為重房家司申沙汰之故也、酉半刻、家君御参下御直衣、下結衣、余同参束帯、諸大夫一人着布衣、取被召具也、頃之、人々参集、次余参内、是令任將軍給之間、為宣下所参陣也、<sup>(63)</sup>

作者である広橋兼宣が「家君御参」に「同参」のち、「参内」していることから、義持の元服儀は、内裏以外の、明記する必要のない場所で執り行われたことになる。当然、室町御所(義満の邸宅)であろう。

次に七代將軍義勝について考えると、執柄の二条持基が、「御加冠」のために「室町殿第」へ「御参」しており、義勝元服も室町殿で奉行されていたことが確認される。<sup>(65)</sup>さらに足利義視について見てみると、「於左大臣義政第、有義視元服元左馬頭、元四位下、此日、有禁色宣下殿陣」<sup>(66)</sup>とあり、やはり、自らの庇護者である義父義政の邸宅(室町殿)にて元服している。当たり前のことながら足利家の主要人物の元服は、足利家家長の邸宅(室町殿)、あるいは元服する者にとって最も庇護を期待できる存在(基本的には父親、あるいは前將軍)の邸宅にて執り行うというのが基本的なあり方だった。そして義嗣にとって最大の庇護者は義満であつた以上、その元服儀は、本来、北山殿で催すべきであつたのではあるまいか。つまり、重要なのは「内裏で行った意図」ではなく、「北山殿で行わなかつた理由」であろう。

右述の各人と義嗣の相違は、改めて述べるまでもなく、形式上、家督継承が想定されない立場にあったことである。したがって、義満は、現將軍義持（家督継承予定者）との関係において、北山殿以外で行うという政治的判断を行い、北山殿を選択肢から外した。そして、そのとき残された選択肢としてクローズアップされた場所こそ内裏だったのではなからうか。義嗣の元服が内裏で執り行われたのは、あくまで消去法の結果に過ぎなかったものと思われる。残された課題は、義嗣の元服を北山殿で挙行するわけにはいかなかった理由の究明である。今後さらに考察を深めていきたい。

〔注〕

- (1) 田中義成『足利時代史』（講談社学術文庫 一九七九、初出一九二二）、白井信義『足利義満』（吉川弘文館 一九六〇）、佐藤進一『足利義満―中世王権への挑戦』（平凡社ライブラリー 一九九四、初出一九八〇）。
- (2) 今谷明『室町の王権』（中央公論社 一九九〇）。
- (3) 森茂暁『戦争の日本史8 南北朝の動乱』（吉川弘文館 二〇〇七）。
- (4) 村田正志『証註椿葉記』（『村田正志著作集』第四卷 一九八四）。
- (5) 『椿葉記』は貞成親王が一定の政治的意志を込めて書き上げたものである。詳しくは横井清『室町時代の一皇族の生涯』（講談社 二〇〇二、初出一九七九）を参照されたい。
- (6) 桜井英治『足利義満の文化戦略』（『ZEMAMI―中世の芸術と文化』04 森話社、四〇〜四一頁）。
- (7) 詳細については近藤成一『日本の時代史9 モンゴルの襲来』（吉川弘文館 二〇〇三、二四頁）、寛雅博『日本の歴史10 蒙古襲来と徳政令』（講談社 二〇〇一、一二二〜一二三頁）、伊藤喜良『天皇・天皇制をよむ』（歴史科学協議会編 東京大学出版会 二〇〇八、一三七頁）などを参照されたい。
- (8) 以下本稿において、亀山元服に関する『成俊卿記』『荒涼記』『妙槐記』

『資宣卿記』はすべて同出典。また冷泉、後三条、二条、順徳の元服に関する史料はすべて『東宮冠礼部類記』（『統群書類従』公事部）を出典とする。また、上述の諸史料については、後三条と二条に関するものを除いて東京大学史料編纂所架蔵の『東宮御元服部類記』（写真帳、請求番号0157-04-7-1-6）を併せて参照した。

- (9) 例えば、保立道久『平安王朝』（岩波書店 一九九六、二一〇頁）などを参照されたい。
- (10) 以下、後白河元服に関する『台記』『大右記』『親隆卿記』はすべて同出典。本史料についても東京大学史料編纂所架蔵の『勸修寺家旧蔵記録（九）』（写真帳、請求番号070-88-9）を併せて参照した。
- (11) 『統群書類従』公事部。
- (12) 『統群書類従』管絃部。
- (13) 『壬生文書』（『大日本史料』第七編之十五、六〇〇頁）。
- (14) 『兼宣卿記』応永一八年一月二八日条（『大日本史料』第七編之十五）。
- (15) 『統史愚抄』元徳元年一月二八日条。
- (16) 『妙槐記』正元元年八月四日条。
- (17) 『妙槐記』正元元年八月四日条。
- (18) 『成俊記』正元元年八月二八日条。
- (19) 『長兼記』承元二年一月二五日条。
- (20) 『妙槐記』正元元年八月四日条。
- (21) 『資房記』永承元年一月二二日条。
- (22) 『長兼記』承元二年一月二五日条。
- (23) 『成俊記』正元元年八月二八日条。
- (24) 『妙槐記』正元元年八月二八日条。『不知記』応和三年二月二八日条。
- (25) 『妙槐記』正元元年八月一日条。
- (26) 『荒涼記』正元元年六月五日条。
- (27) 『平知信記』久寿二年一〇月一六日条。
- (28) 『元服雑事』元徳元年一月二八日条。
- (29) 『成俊卿記』正元元年八月二八日条。
- (30) 『平知信記』久寿二年一月二九日条。



- (31) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店 二〇〇七、初出一九八三)、一八九〜一九三頁。
- (32) 『教言脚記』には、応永一五年の北山第行幸(一月二日、二月二八・二九日、三月六日条)や同一四年・一五年の賀茂祭(応永一四年四月八・二五日条、応永一五年四月九・一九日条)において、内蔵寮として費用を下行された上で衣服を調進した様子が記されている。
- (33) 『大右記』 保延五年二月二七日条。
- (34) 保立前掲注(9) 著書、二二二〜二二三頁。
- (35) 『康富記』 康正元年一〇月二七日条。
- (36) 『妙槐記』 正元元年八月二日条。
- (37) 『永昌記』 永久三年一〇月二八日条。
- (38) 保立前掲注(9) 著書、一九二頁。
- (39) 『山槐記』 建久二年二月二六日条。
- (40) 『大右記』 保延五年二月二七日条。
- (41) 『勘仲記』 正応二年一〇月六日条。
- (42) 『吾妻鑑』 建長四年正月八日条。
- (43) 『後中記』 仁治三年正月二〇日条(『大日本史料』第五編之十四)。
- (44) 『台記』 保延五年二月二七日条。
- (45) 南北朝期の各皇統と雅楽の関係については、相馬万里子氏や坂本麻実子氏による一連の研究があるが、ここではさしあたり豊永聡美『中世の天皇と音楽』(吉川弘文館 二〇〇六)を挙げておく。
- (46) 『春の夜の夢』(『大日本史料』第七之一、応永元年二月一七日条)。
- (47) 『台記』 保延五年二月二七日条。
- (48) 『康富記』 康正元年一〇月二八日条。
- (49) 尊良親王は従二位に叙されている。
- (50) 拙稿「准撰関家としての足利將軍家」(『史学雑誌』一一五編二号 二〇〇六)。
- (51) 『花園天皇日記』 正和二年二月二五日条。
- (52) 『百練抄』 建長六年一月二八日条。
- (53) 『玉葉』 嘉禎三年二月六日、七日条(『大日本史料』第五編之十二)。
- (54) 『玉葉』 暦仁元年四月一日条(『大日本史料』第五編之十二)。
- (55) 『満濟准后日記』 応永二〇年二月一九日条。
- (56) 『玉葉』 嘉禎三年二月六日(『大日本史料』第五編之十一)。
- (57) 『玉葉』 暦仁元年四月一日条(『大日本史料』第五編之十一)。
- (58) 天皇家の所有する衣類や物品については撰関家に限らず、洞院家なども元服にあたって借り受けている(『園太暦』貞和二年正月二日条)。
- (59) 田中前掲注(1) 著書、五九〜六〇頁。臼井前掲注(1) 著書、一五六〜一五七頁。
- (60) 『扶桑略記』 天元三年二月二五日条(『古事類苑』礼式部)。
- (61) 『花園天皇日記』 元亨四年三月二三日条。『続史愚抄』 同年三月一日条。
- (62) 家永遵嗣「足利義満・義持と崇賢門院」(『歴史学研究』八五二 二〇〇九)、四七頁。
- (63) 筆者はかつて、足利家の家格を「家長が上皇として振る舞う「准王家」という性格と、撰関家に相当する家格を有する人臣という性格が、奇妙に混在していた」と評したことがある(拙稿「准撰関家としての足利將軍家―義持と大嘗会との関わりから」『史学雑誌』一一五―二二〇 二〇〇六)。
- (64) 『兼宣公記』 応永元年二月一七日条。
- (65) 『康富記』 嘉吉二年一月七日条。
- (66) 『続史愚抄』 寛正六年二月二〇日条。